新	旧	備考
貿易保険の保険料率等に関する規程	貿易保険の保険料率等に関する規程	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) 平成30年6月1日 一部改正	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)	
株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易 保険の保険料率等を次のとおり定める。	株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易 保険の保険料率等を次のとおり定める。	
I (略)	I (略)	
 I 保険料率 [1] 貿易一般保険約款(以下 [1] において「約款」という。)に係る保険料率 1 個別保険の場合の船前危険(約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。)又は船後危険(約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。)のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率(1)~(2)(略) (3) 商品係数は、下表のとおりとする。ただし、企業総合特約書の締結者(同特約書において利用部門を特定している場合は当該利用部門に限る。以下5(1)⑥において同じ。)を保険契約者及び被保険者とする当該企業総合特約書の対象貨物(以下「企総対象貨物」という。)に係る2年以上案件の船前危険及び船後危険のうち2年以上案件の非延払部分にあっては、商品係数は1.0とする。 	 Ⅱ 保険料率 [1]貿易一般保険約款(以下 [1]において「約款」という。)に係る保険料率 1 個別保険の場合の船前危険(約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。)又は船後危険(約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。)のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率(1)~(2)(略) (3)商品係数は、下表のとおりとする。 	
表(略)	表(略)	
2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約 を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の 2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率	2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率	

新	真易保険の保険科率等に関する。 旧	備考
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)	V119 V
$3\sim4$ (略)	3~4 (略)	
C Z (VH)	S I WH	
5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随す	5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随す	
る金利に係る保険価額(延払元本に係るものに限る。)当たりの保険料	る金利に係る保険価額(延払元本に係るものに限る。)当たりの保険料	
率	率	
(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本	(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本	
保険料率は、次の式により算出する。	保険料率は、次の式により算出する。	
基本保険料率(%) = $\{(aX+b) \times (非常付保率 \div 0.95) + (cX \times f)\}$	基本保険料率(%) = $\{(aX+b) \times (非常付保率÷0.95) + (cX×信)\}$	
用付保率÷0.95)×(1ー信用割引係数の総和)}×{(非常付保率-	用付保率÷0.95) × (1-信用割引係数の総和)} × {(非常付保率-	
0.95) ÷ 0.05 ×d+1} ×e× (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商	0.95) ÷0.05×d+1} ×e× (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商	
品係数)	品係数)	
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)	
⑥ 商品係数は、個別保険にあっては1.3、設備財等特約書又は技術	⑥ 商品係数は、個別保険にあっては1.3、設備財等特約書又は技術	
提供特約書にあっては1.0とする。ただし、企業総合特約書の締結	提供特約書にあっては1.0とする。	
者を保険契約者及び被保険者とする企総対象貨物に係る個別保険		
にあっては、商品係数は1.0とする。	(-) (m(-)	
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあって	(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあって	
は、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小	は、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小	
数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1	数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて	
といずれか大きい方とする。) を乗じて得た率を保険料率とする。	得た率を保険料率とする。	
0.5+0.5× (1+R) ⁿ	0.5+0.5× (1+R) ⁿ (:) わい かながによって (3代) 7 第日 かし オ (日内本内) (4代) 7 まいよ	
① Rは、保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される	(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日におけ	
市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate) <u>ベース</u> レートの6月平均値とする。	る市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とす	
② nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1	る。 (ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が「	
毎以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を	1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年	
超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。	1 年が700場合は1 とし、当該期間が1 年を超える場合は1 に 1 年 を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。	
超える新聞の1十人はての端級ことに1を加える。 $6\sim8$ (略)	を超える朔町のエキ文はての端剱ことにエを加える。 $6\sim8$ (略)	
0 · 0 (MI)	U - U (岬口/	
[2] 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下 [2] において「貸	[2] 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下 [2] において「貸	
付金約款」という。)又は貿易代金貸付(保証債務)保険約款(以下	付金約款」という。)又は貿易代金貸付(保証債務)保険約款(以下	

備考

[2] において「保証約款」という。)に係る保険料率

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 個別保険(2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る保険価額(貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。(以下Ⅲ[3]1(1)において同じ。))当たりの保険料率(OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。)の対象となる保険契約を除く。)
- (1) 基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = {(a X + b) × (非常付保率÷0.95) + (c X × 信用付保率÷0.95) × (1-信用割引係数の総和)} × {(非常付保率-0.95) ÷0.05×d+1} × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数)

① \sim (5) (略)

- ⑥ 商品係数は、個別保険にあっては<u>1.3</u>、2年以上貸付特約書にあっては1.0とする。
- (2) (略)
- (3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。

 $0.5+0.5\times (1+R)^{n}$

- ① Rは、保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される 市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) ベース レートの6月平均値とする。
- ② nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

(4) (略)

 $5\sim6$ (略)

「2]において「保証約款」という。)に係る保険料率

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 個別保険(2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る保険価額(貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。(以下Ⅲ[3]1(1)において同じ。))当たりの保険料率(OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。)の対象となる保険契約を除く。)
- (1) 基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = {(a X+b) × (非常付保率÷0.95) + (c X × 信用付保率÷0.95) × (1-信用割引係数の総和)} × {(非常付保率-0.95) ÷0.05×d+1} × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数)

①~⑤ (略)

- ⑥ 商品係数は、個別保険にあっては<u>1.3</u>、2年以上貸付特約書にあっては1.0とする。
- (2) (略)
- (3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。

 $0.5+0.5\times (1+R)^n$

- (i) Rは、<u>決済が行われる</u>通貨に<u>適用される</u>保険契約締結日にお<u>け</u>る市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。
- (ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が 1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年 を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

(4) (略)

 $5\sim6$ (略)

新	旧	備考
[3] ~ [8] (略)	[3] ~ [8] (略)	
[9] 海外投資 (株式等) 保険約款 (以下 「株式約款」 という。) 又は海外 投資 (不動産等) 保険約款 (以下 「不動産約款」 という。) に係る保	[9] 海外投資 (株式等) 保険約款 (以下「株式約款」という。) 又は海外 投資 (不動産等) 保険約款 (以下「不動産約款」という。) に係る保	
	投員(个勤座寺)保険が続く以下「个勤座が続」という。)に徐る休 険料率	
1 基本保険料率は、次のとおりとする。	1 基本保険料率は、次のとおりとする。	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、危険の程度に	(2) 信用事由に係る保険金額当たりの基本保険料率は、危険の程度に	
応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、投資先国等及び	応じて保険年度ごとに下表のとおりとする。ただし、投資先国等及び	
事業地国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損	事業地国等の政府等による特定の政策変更の結果として発生した損	
失についててん補する旨の特約(以下本号において「合法的政策変更	失についててん補する旨の特約(以下本号において「合法的政策変更	
リスク特約」という。)を付して保険契約を締結する場合は0.85%を	リスク特約」という。)を付して保険契約を締結する場合は0.85%を	
加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係	加算したものとし、信用事由のうち、合法的政策変更リスク特約に係	
る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る保険金額当たりの基	る損失のみをてん補する場合は、信用事由に係る保険金額当たりの基	
本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。	本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。	
案件格付 案件格付 案件格付 案件格付 案件格付	案件 案件 案件 案件 案件 <u>案件 案件 </u>	
1 2 3 4 5	格付1 格付2 格付3 格付4 格付5 格付6 格付7 格付8	
0. 330%	0. 330% 0. 440% 0. 550% 0. 770% 0. 990% 2. 200% <u>5. 500%</u> <u>8. 800%</u>	
案件格付 案件格付 案件格付 案件格付 案件格付 6 7 8 9 10		
6 <u>7</u> <u>8</u> <u>9</u> <u>10</u> 2. 200% 3. 850% 5. 500% 7. 150% 8. 800%		
$2 \sim 5$ (略)	$2\sim5$ (略)	
	2 0 (ALI)	
[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下 [10] において	[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下 [10] において	
「貸付金約款」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険	「貸付金約款」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険	
約款(以下 [10] において「保証約款」という。)に係る保険料率	約款(以下 [10] において「保証約款」という。)に係る保険料率	
1 保険金額(貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に	1 保険金額(貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に	
係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち	係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち	
元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を	元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を	
締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付	締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付	
保率を乗じて得た額をいう。(以下Ⅲ [3] 1(2)及び [4] において同	保率を乗じて得た額をいう。(以下Ⅲ [3] 1(2)及び [4] において同	

備考

じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。 非常事由に係る基本保険料率(%)=(a X+b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%)=(a X+b)

- (1) 係数a及びbは、下表のとおりとする。
- ① (略)
- ② 信用事由に係る場合
 - (i)貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を 行った国の政府(財政当局に限る。)又は中央銀行(以下(1)にお いて「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことがで きない償還保証がない海外事業資金貸付(政府等に直接貸し付け るもの又は政府等の債券の購入を除く。)に係るものの場合は、危 険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付10までの係数 とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。
 - (ii) 保証約款に基づく保険契約にあっては、危険の程度に応じて 下表の案件格付1から案件格付10までの係数とする。

Ī	案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付		
		1	6	2		3	4	4	į	5		
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
Ī	0.020	0.034	0.119	0. 204	0. 158	0. 272	0. 198	0.340	0. 277	0.476		
Ī	案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付		
	(3	_	<u>7_</u>	8	<u>8</u>	9	9	1	0		
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
Ī	0.356	0.612	0.593	1.020	0. 791	1. 360	1.384	2. 380	1. 977	3. 400		

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業 資金貸付保険の取扱について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014) に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結す る場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合に あっては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10まで の係数とする。ただし、2 に規定する国カテゴリーがAの場合にあっ じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。 非常事由に係る基本保険料率(%) = $(aX+b) \times c \times d$ 信用事由に係る基本保険料率(%) = (aX+b)

- (1) 係数a及びbは、下表のとおりとする。
 - ① (略)
 - ② 信用事由に係る場合
 - (i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を 行った国の政府(財政当局に限る。)又は中央銀行(以下(1)にお いて「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことがで きない償還保証がない海外事業資金貸付(政府等に直接貸し付け るもの又は政府等の債券の購入を除く。)に係るものの場合は、危 険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数 とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。
 - (ii) 保証約款に基づく保険契約にあっては、危険の程度に応じて 下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。

案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付		
	1	6	2		3	4	4		
a	b	a	b	a	b	a	b		
0.020	0.034	0. 119	0. 204	0. 158	0. 272	0. 198	0.340		
案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付		
.,	5	(3	,	7_	~	3		
a	b	a	b	a	b	a	<u>b</u>		
0. 277	0. 476	0.356	0.612	0. 791	1.360	1. 977	3.400		

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業 資金貸付保険の取扱について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014) に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結す る場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合に あっては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8まで の係数とする。ただし、2に規定する国力テゴリーがAの場合にあっ

新															 B	兵勿	I DN BOC V 2	100000	+410	- [5]	- 27 /YL/13	<u>* /// </u> 備考	口刈思衣	
ては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。									ては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。									<i>V</i> 114 V						
			非常事由に係る場合						11	信用事由に係る場合														
		a					b				非常事由に係る場合		案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付				
		0.099					0. 170				୍ଦ ବ୍ୟ	芴 百`	-	1	:	2	;	3	4	4				
			1	言用事由心	に係る場合	슼					a	b	a	b	a	b	a	b	a	b				
案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付		0.099	0. 170	0.020	0.034	0.059	0.102	0. 119	0. 204	0. 198	0.340				
	1	:	2		3		4		5				案件	格付	案件	格付	案件	格付	案件	格付				
а	b	a	b	a	b	a	b	a	b					5	(6	_	7	8	8				
0.020	0.034	0.059	0. 102	0. 119	0. 204	0. 198	0.340	0. 277	0. 476	Ш			a	b	a	b	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	_			
	格付	案件	格付		格付	案件	格付		格付				0. 277	0. 476	0.356	0.612	0. 791	1.360	1.977	3. 400				
	6	_	7	_	<u>8</u>	_	<u>9</u>	-	10															
a	b	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>															
0.356	0.612	0. 593	1.020	<u>0. 791</u>	<u>1. 360</u>	1. 384	2.380	<u>1. 977</u>	3. 400]	(2) - ((F) (略)											
(3)~	~ (b)	(略)									$(3) \sim ($	(6,	呼 分											
(6)	上記の	規定に	かかわり	うず、多	お後ロー	ン案件	に係る治	毎外事業	ととなる	ř	(6)	上記の共	見定にか	かわら		後ロー	·ン案件	に係る	海外事	業資金	貸			
, ,	保険の耳					,,,,,				`									度 - 000		1			
定	する劣後	後ローン	/特約(以下 [1	10] にま	ov て「	劣後ロー	ーン特約	的」とV	\	定す	る劣後	ローン	持約(J	以下 [1	0] にま	さいて	「劣後口	ローン特	約」と	٧١			
う	。) を付	して保	険契約で	を締結す	ける場合	の基本	保険料率	率は、伊	R 険年度	-	う。)	を付し	て保険	契約を	締結す	る場合	の基本	保険料	率は、	保険年	度			
	との平均	対残高に	付保率	を乗じ	て得た額	質当たり	に次の	とおり	とし、年	=	ごと	の平均	残高に	付保率	を乗じ	て得た額	質当たり	りに次の	りとおり	とし、	年			
1	い方式と	, - 0									-	方式と	,											
注	1~注2	2 (略	<u>(</u>)								•	~注2	(略)											
1	· -/										1	(略)												
② 信用事由に係る基本保険料率は、危険の程度に応じて保険年度ご																じて保								
とに下表のとおりとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国等														付を行										
1	及び事業を行った国等の政府等による特定の政策変更の結果とし											•	–		変更の									
て発生した損失についててん補する旨の特約(以下本号において 「合法的政策変更リスク特約」という。)を付して保険契約を締結														下本号										
					-														保険契					
	する場合			-								,-,,			•	_	•)うち、 ヾ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚		-			
	策変更り	スク特	附に係	る損失(いみをで	くん補す	る場合	は、信力	月事田に	-	策	変更リ	スク特	的に係る	も損失(りみを、	くん補う	りる場合	合は、信	用事田	16			

												<u> </u>	の保険料	斗率等に関	する規程・新旧対照表
			新			•	_				Ε			-	備考
係る基本保険料率は、保険年度ごとに0.85%とする。								る基本保険	斜率は、	保険年	度ごとに(0.85%と	する。		
	案件格付	案件格付	案件格付	案件格付	案件格付		案件	案件	案件	案件	案件	案件	案件	案件	
	1	2	3	4	5		格付1	格付2	格付3	格付4	格付5	格付6	格付7	格付8	
	0.330%	0. 440%	0. 550%	0.770%	0. 990%		0. 330%	0. 440%	0.550%	0.770%	0.990%	2. 200%	5. 500%	8.800%	
	案件格付	案件格付	案件格付	案件格付	案件格付										
	6	7	8	9	10										
	2. 200%	3.850%	5. 500%	7. 150%	8.800%										
(7)	(H)						, ,	(略)							
2	(略)						2 (略))							
				(3)又は(4)										いかに該当	
				基本保険料率			,,.		•		. —			(2)が適用	
				算された率)					•					0(1), (3)	
			のうち該当っ	けるものすべ	てを乗じて得	を率				後数のうち	該当する	5ものす~	べてを乗し	ごて得た率	
_ ,	保険料率とす	- 0						料率とする	5。						
` ′	~(2) (略	•	Ver III 1.1141 /	F-200 F 4 F		ميارين	. , , ,	2) (略)	· A 42/1/5		140 / 11 1	Poo ₩ 4 F	1		
				区成29年4月										7 - 制度 -	
	, , ,			事業資金貸付										保険料を2	
4				は、次の式に 3位までを有										出した数値 る。)とす	
,		男4位を四指 1といずれか	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		別とりる。)	Z 9		剱尽以下♬ ただし、〕			• • •		有効と9	る。)と 9	
	$0.5+0.5\times$		ら入さいがと	9 3 °			_	$5+0.5\times$			(1) \subseteq 9 \cdot	る 。			
		,	・分)で保険	契約締結日に	おいて海田さ	かる			,		紀で適田さ	とわる伊原	全却约察	吉日にお <u>け</u>	
_														ate) とす	
市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate) <u>ベース</u> レートの6月平均値とする。							る。		12.1. 717/1.1	(COMMICT C	lai ince	icst Kei	crence n	acc) C)	
(=	目保険料支払	日までの期間	計が1) 除契約網	総吉日から	第2回目	保険料マ	が日まで	での期間が	
				1年を超える										は1に1年	
						<u>ت</u> ۱		超える期間		•	, , . , •		,-,,	S. I. (C. I.)	
超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。 (4) (略)								(略)	I	,		C/4H/			
, ,		資金貸付保险	貧運用規程(平成29年4月	1日 17- 第	度 -	(4)								

00054) 第11条第2項及び第5項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の各保険料納付期限に納付する分割納付

新			備考
" '		ID	加力
に係る割増後の保険料の額は、次の式により算出する。			
各保険料納付期限の割増後保険料=保険料元本×分割納付割合×分			
割納付に係る割増係数			
(1) 保険料元本とは、上記1及び3により算出された保険料をいう。			
(2) 分割納付割合とは、保険料元本に対して各保険料納付期限におい			
て納付する元本の額の割合(小数点以下第4位を切り捨て、最終納付			
回については、当該最終納付回以前の納付回までの分割納付割合の累			
計を100から減じたものとする。)をいう。			
(3) 分割納付に係る割増係数とは、各保険料納付期限ごとに定められ、			
次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位			
までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)とする。			
ただし、保険契約締結時に納付される保険料にあっては1とする。			
分割納付に係る割増係数= $(1+R)^{n-1}$ × $(1+R$ × R dn $/$ T dn $)$			
① Rは、保険料の通貨に対して保険契約締結日において適用される			
市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)ベース			
レートの6月平均値とする。			
② nは、保険契約締結日から当該保険料納付期限までの期間が1年			
以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超			
える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。			
③ Rdnは、保険契約締結日の (n-1) 年後の応答日から起算して当			
該保険料納付期限までの日数をいう。保険契約締結日から当該保険			
料納付期限までの期間が1年以内の場合は保険契約締結日から起			
算して当該保険料納付期限までの日数をいう。			
④ Tdnは、保険契約締結日の (n-1) 年後の応答日から起算して、			
当該保険契約締結日のn年後の応答日の前日までの日数をいう。保			
険契約締結日から当該保険料納付期限までの期間が1年以内の場			
合は保険契約締結日から起算して、当該保険契約締結日の1年後の			
<u>応答日の前日までの日数をいう。</u>			
4 (略)	4	(略)	
Ⅲ (略)	Ш	(略)	
			1

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

新	旧	備考
THE THE		
附 則 1. この改正は、平成30年7月2日から実施する(ただし、2.、3.及		
1. この以正は、十成30年7万2日から美施する(たたし、2.、3. 及 び4. を除く)。		
2. II [9] 1 (2)、[10] 1 (1)、[10] 1 (2)及び [10] 1 (6)は、平成		
30年10月1日から実施する。		
3. [10] 3(3)は、平成32年4月1日に廃止する。		
4. [10] 3の2は、平成32年4月1日から実施する。		
別表第 1 ~別表第 6 (略)	 別表第1~別表第6 (略)	
11300 1 11300 0 (CH)	71227 71277 3	